

e-MOSS Plus 加盟店規約

本e-MOSS Plus 加盟店規約（以下、「**本規約**」という）は、加盟店（第1条第1項に定義する）が、株式会社日本コンラックス（以下、「**コンラックス**」という）が提供するマルチキャッシュレス決済サービスであるe-MOSS Plus（以下、「**本サービス**」という）を導入して、商品もしくは権利の販売または役務の提供にかかる代金決済をコンラックスが指定し、加盟店が選択するプリペイド型もしくはポストペイ型電子マネーまたは、QRコードを利用した電子マネーまたはクレジットカードによって行う（以下、当該代金決済を総称して「**キャッシュレス決済**」という）ために必要な事項を取り決めることを目的とする。

第1条（e-MOSS Plus 加盟店契約）

1. 本規約において、「**加盟店**」とは、コンラックスにコンラックス所定の申込書（以下、「**e-MOSS Plus加盟店申込書**」という）を提出することによりe-MOSS Plus加盟店申込書および本規約の内容に同意し、コンラックス、または必要に応じてコンラックスおよびキャッシュレス決済事業者（次項に定義する）の両者が、本サービスの提供を認めた、法人または個人をいう。なお、コンラックス、またはコンラックスおよびキャッシュレス決済事業者の両者が、本条に基づき加盟店に対する本サービスの提供に同意した時点で、加盟店およびコンラックスとの間に、e-MOSS Plus加盟店申込書および本規約記載の条件をその内容とする契約（以下、「**e-MOSS Plus加盟店契約**」という）が成立するものとする。
2. コンラックスがキャッシュレス決済を管理・運営する会社（以下、「**キャッシュレス決済事業者**」という）とそれぞれのキャッシュレス決済の取扱いを定めた契約（以下、当該契約の名称を問わず「**包括代理加盟店契約**」という）を締結する場合、包括代理加盟店契約を締結することにより、包括代理加盟店契約に定める範囲内で、キャッシュレス決済事業者の提供する決済システム（以下、「**本キャッシュレス決済システム**」という）に関する加盟店の管理を、コンラックスが当該キャッシュレス決済事業者から包括して委任されていることを、加盟店は理解しているものとする。
3. コンラックスがキャッシュレス決済事業者との間に包括代理加盟店契約を締結する場合、加盟店は、e-MOSS Plus加盟店契約の締結により、コンラックスに対して、そのキャッシュレス決済事業者との本キャッシュレス決済（第9条第1項に定義する）に関する加盟店契約（以下、「**個別加盟店契約**」という）の締結、ならびに本キャッシュレス決済に関する金銭の受領その他の加盟店がキャッシュレス決済事業者との間で必要とする手続および取引（契約の締結を含む）等の一切について、包括して委任する。
4. コンラックスがキャッシュレス決済事業者との間で包括代理加盟店契約を締結しない場合、コンラックスは本キャッシュレス決済システムに関する加盟店の管理についてキャッシュレス決済事業者から何ら委任を受けていないこと、およびコンラックスは、個別加盟店契約の締結、ならびに本キャッシュレス決済に関する金銭の受領その他の加盟店がキャッシュレス決済事業者との間で必要とする手続および取引（契約の締結を含む）等について加盟店から何ら委任を受けないことを、加盟店は理解しているものとする。
5. コンラックスがキャッシュレス決済事業者との間で、キャッシュレス決済事業者から支払われる精算金（第11条第2項にて定義する。）の受領および加盟店への精算金の支払いに関する業務委託契約を締結している場合、コンラックスは、加盟店を代理してキャッシュレス決済事業者から精算金を受領する権限を有することに、加盟店はあらかじめ同意するものとする。

第2条（加盟店の義務）

1. 加盟店は、e-MOSS Plus加盟店契約、個別加盟店契約、およびこれらの契約に付随して締結される一切の契約、ならびにこれらに関連するコンラックスまたはキャッシュレス決済事業者が定める規則等を遵守し、コンラックスまたはキャッシュレス決済事業者がこれらの遵守のために特定の指示をしたときは、当該指示にも従う。また、加盟店は、善良な管理者の注意をもって誠実にe-MOSS Plus加盟店契約に定める業務を行う。
2. 加盟店は、e-MOSS Plus加盟店契約および本キャッシュレス決済について別途コンラックスが指定するところに従い、プリペイド型もしくはポストペイ型電子マネーまたは、QRコードを利用した電子マネーまたはクレジットカードを保有する者（以下、「**キャッシュレス決済利用者**」という）に対して、キャッシュレス決済を決済手段とする商品もしくは権利の販売または役務の提供（以下、これらの商品、権利および役務を総称して「**本商品等**」という）を行う。
3. 加盟店は、キャッシュレス決済によって販売または提供した本商品等が返品された場合、キャッシュレス決済利用者に対して、当該取引額を現金で払い戻さなければならない。

第3条（決済端末装置等）

1. 加盟店は、本サービスの提供を受けるにあたり、コンラックスが認めた本サービス専用のキャッシュレス向け決済端末装置（以下、「**決済端末装置**」という）または、決済端末装置を取り付けた機器（以下、決済端末装置と併せ

て「**決済端末装置等**」という)を、コンラックスまたはコンラックスが指定した法人から購入し、またはコンラックスが指定した法人から借用して、使用する。

2. 加盟店は、コンラックスが指定する方法に従い、コンラックスが事前に承認し、本サービスの利用を予定する加盟店の店舗その他の施設(以下、「**本取扱店舗**」という)に決済端末装置等を設置するものとし、当該設置費用は自ら負担するものとする。加盟店は、決済端末装置等の設置の際、自らの費用と責任において、決済端末装置等の接続テストその他の決済端末装置等が正常に稼動するかに関するテストを行う。
3. 加盟店は、前項に基づき本取扱店舗に設置する決済端末装置等について、コンラックスが指定する方法により、コンラックスが指定するその設置情報(設置する機器の種類、場所を含む)をコンラックスに事前に報告し、その承諾を得るものとする。決済端末装置等の設置場所を変更する場合その他の本項に基づき報告すべき設置情報に変更があった場合には、コンラックスが指定する方法により、コンラックスに対して事前に報告し、その承諾を得なければならない。
4. 加盟店は、決済端末装置等を善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとし、盗難、紛失、故障、破損等が起こらないよう適切に維持、管理する。
5. 加盟店は、決済端末装置等について、盗難、紛失、故障、破損等が起こった場合は、コンラックスに対して速やかにその具体的な内容を報告し、自らの費用と責任において、これを解決または修復しなければならない。この場合、加盟店は、コンラックスの指示があれば、かかる指示に従う。
6. 加盟店は、決済端末装置等の盗難、紛失、故障、破損等の際のコンラックスおよびキャッシュレス決済事業者に生じた損害について、一切の責任を負い、当該損害を賠償する。コンラックスおよびキャッシュレス決済事業者は、決済端末装置等の盗難、紛失、故障、破損等が起こった際に加盟店に発生した損害について、一切の責任を負わない。
7. 加盟店は、コンラックスの事前の書面による同意なしに、決済端末装置等を第三者に譲渡し、第三者のための担保に供してはならない。
8. e-MOSS Plus加盟店契約が終了(理由の如何を問わない。以下同じ)した場合には、加盟店は速やかに決済端末装置等の使用を中止しなければならない。
9. 第6項の規定にかかわらず、決済端末装置がコンラックスより購入した決済端末装置であったときは、コンラックスは、加盟店に対し次条に定める契約不適合責任を負う。
10. コンラックスは、加盟店との特段の定めがある場合を除き、加盟店がコンラックスから決済端末装置を購入したときは、第4条ないし第6条の定める範囲の義務を負う。

第4条(決済端末装置の品質保証)

1. コンラックスによる決済端末装置の品質保証期間は、コンラックスが決済端末装置を加盟店に納入した日から12ヶ月間とする(以下「**保証期間**」という)。
2. 保証期間内に決済端末装置の機能、構造等がコンラックスの責めに帰すべき事由により仕様書通りでないこと(以下「**契約不適合**」という)が発見された場合で加盟店から請求があった場合、コンラックスは、当該決済端末装置の無償補修または代品との交換を行うものとする。ただし、コンラックスは、当該決済端末装置の搭載機器への設置および搭載機器からの撤去については責任を負わないものとする。
3. 加盟店が第1項で定める保証期間経過後にコンラックスに申し出た契約不適合について、コンラックスは、加盟店からの依頼に基づきその補修を有償で請け負うよう努める。
4. 前各項の規定にかかわらず、決済端末装置の契約不適合または故障(動作不良を含む)が以下の各号の一に該当する場合、コンラックスは何らの責任を負わない。
 - (1) 天災、疫病、ストライキ、ボイコット、騒擾、テロリズム、火災または経済制裁等の不可抗力(以下「**不可抗力等**」という)に起因する場合
 - (2) 加盟店もしくは加盟店の取引先の指示、または加盟店もしくは加盟店の取引先が支給した機器・資材・ソフトウェア等に起因する場合
 - (3) 決済端末装置の設置場所の環境・状況等が通常想定されるものより著しく不適切であることに起因する場合
 - (4) コンラックス以外の者による決済端末装置の変更・改造・付加、もしくは決済端末装置の設置環境または設定の著しい変更起因する場合
 - (5) コンラックス以外の者による決済端末装置への通信部品(SIM)の着脱作業に起因する場合
 - (6) 決済端末装置と他の商品、部品、回路、装置、ソフトウェア等との組み合わせに起因する場合
 - (7) 決済端末装置の本来の目的外の使用または取扱説明書に従わない使用に起因する場合
 - (8) 前各号の他、コンラックスの責に帰すことのできない事由に起因する場合
5. コンラックスは、決済端末装置について、本条または次条に定める他一切の責任を負わない。

第5条(品質の維持管理と補修)

1. 決済端末装置の品質維持および故障の補修等の保守管理は加盟店が行う。ただし、加盟店が補修できないと判断した故障で加盟店がその補修を依頼した決済端末装置およびセキュリティ確保のためコンラックスが補修を行うこととした決済端末装置については、コンラックスが補修を行うよう努める。
2. 第1項ただし書のコンラックスによる補修の有償、無償の別は、前条の規定に基づき定める。詳細については、加盟

店とコンラックスの協議により別途書面で定める。

3. 第1項ただし書の場合、加盟店はコンラックスの指定する場所へ補修対象となった決済端末装置を搬入し、コンラックスは補修後加盟店の指定する場所へ決済端末装置を搬入する。
これらの搬入に要する費用は、無償保証期間の内外に拘らず加盟店とコンラックスが相互に元払い負担とする。ただし、この取扱いについては必要により加盟店とコンラックスの協議により別に書面で定めることができる。
4. コンラックスが加盟店による決済端末装置修理依頼に応じる期間は、コンラックスによる当該決済端末装置の製造から5年を超えない範囲とする。

第6条（決済端末装置を搭載した精算機等の不保証）

1. 加盟店がコンラックスまたはコンラックスの指定する販売店より購入した決済端末装置が遊技機または自動販売機もしくはガソリンスタンド、駐車場、ホテルの精算機等（以下「**精算機等**」という）に取付けられている場合において、次の各号の一つに起因して精算機等またはその他に生じた契約不適合、欠陥、故障、事故等により生じた損害については、コンラックスは一切責めを負わないものとする。
 - (1) 第三者等が精算機等に対して破壊行為を行ったことまたは誤動作等をさせる機器、道具等を利用したことにより起因する場合
 - (2) その他第三者等が精算機等に対していたずらまたは不正もしくは犯罪的使用、利用、行為等をなしたことにより起因する場合
 - (3) 不可抗力等に起因する場合
 - (4) 加盟店もしくは第三者の指示、または加盟店もしくは第三者が支給した機器・資材・ソフトウェア等に起因する場合
 - (5) 決済端末装置の設置場所の環境・状況等が通常想定されるものより著しく不適切であることに起因する場合
 - (6) コンラックス以外の者による決済端末装置の変更・改造・付加、もしくは決済端末装置の設置環境または設定の著しい変更により起因する場合
 - (7) コンラックス以外の者による決済端末装置への通信部品（SIM）の着脱作業により起因する場合
 - (8) 決済端末装置と他の商品、部品、回路、装置、ソフトウェア等との組み合わせにより起因する場合
 - (9) 決済端末装置の本来の目的外の使用または取扱説明書に従わない使用により起因する場合
 - (10) 前各号の他、コンラックスの責めに帰すことのできない事由により起因する場合
2. 加盟店または加盟店の顧客による決済端末装置の仕様書、取扱説明書、取扱基準書等の指定に適合しない決済端末装置の使用、設置、管理等により起因する場合、その他コンラックスの責めに帰すことができない場合も、前項に準ずる。

第7条（本システムの使用許諾等）

1. コンラックスは、加盟店が、e-MOSS Plus加盟店契約に従い本サービスを利用するに際して必要となるシステム（以下、「**本システム**」という）を使用することを許諾する。加盟店は、当該使用許諾は非独占的なものであり、コンラックスおよび他の加盟店が本システムを利用することに同意する。
2. 加盟店は、コンラックスに対して、本システムの利用に必要な第三者との契約の締結、その他事務手続きを、委託する。
3. 加盟店は、本システムの利用に関し、別途コンラックスが提示する初期費用、月額利用料その他の対価を、コンラックスに対して支払うものとする。月額利用料は、稼動状態となった月または決済端末装置の出荷手配完了した月の翌月より請求がされるものとし、支払時期および支払方法は、コンラックスにより別途指定されるものとする。また、加盟店は、月額利用料及びその他の対価の額は、コンラックスにより随時変更されることに、あらかじめ同意する。
4. コンラックスは、本システムにかかるソフトウェア（ファームウェアを含む）の更新、改変等（以下、「**本システム更新等**」という）を、加盟店の承諾を得ることなく、コンラックスにおいて必要と認める時期に実施することができる。この場合、加盟店は本システム更新等は無償で協力し、本システム更新等の実行に関するコンラックスからの指示に従う。
5. 加盟店は、決済端末装置等および決済端末装置に搭載されているアプリケーションならびに本システムを、キャッシュレス決済以外の目的に使用してはならず、また、第三者をして、使用させてはならない。ただし、コンラックスが認める場合においては、この限りではない。また、本システムについて、破壊、分解、分析、解析、複製、改変、改竄、不正アクセスその他e-MOSS Plus加盟店契約において認められている操作以外の操作を行い、また、第三者をして、それらを行わせてはならない。
6. 加盟店は、本システムが事前の告知および加盟店の同意なく、使用できなくなる可能性があることに、あらかじめ同意する。加盟店は、前記の本システムの停止等に関連して、コンラックスは何らの責任も負わないことに同意する。
7. 加盟店は、コンラックスの事前の書面による同意なしに本システムを第三者に譲渡し、第三者のための担保に供し、または第三者に使用させてはならない。
8. 加盟店は、本システムの利用に関し、決済端末装置等が一時休止したときは、一時休止の状況に応じて最大4ヶ月間について、利用料の支払いを免責されるものとする。ただし、5ヶ月目から当該利用料の支払い義務が生じるものとする。

- 第1項に定める使用許諾は、e-MOSS Plus加盟店契約が終了した場合、直ちに終了するものとし、加盟店は、直ちに本システムの使用を中止するものとする。
- 加盟店は、決済端末装置等の利用申込みから2年以内に解約を申し出たときは、e-MOSS Plus加盟店申込書に記載された違約金を支払うものとする。

第8条（通信機器）

- コンラックスは、加盟店に対して、e-MOSS Plus加盟店契約に従ったキャッシュレス決済のために本システムにかかる通信サービス（以下、「**本通信サービス**」という）を、第三者電気通信事業者がコンラックスに対して提供する回線サービスを利用して提供する。加盟店は、本通信サービスが、非独占的なものであり、コンラックスおよびその他の加盟店と共用する可能性があるものであることに同意する。
- 本通信サービスに関わる対価は、第7条3項に規定する本システムの月額利用料に含まれるものとする。
- 加盟店は、本通信サービスに必要となる通信機器（以下、「**本通信機器**」という）を、自ら用意しない場合、決済端末装置を注文する際に同時に注文する。コンラックスは、当該注文がある場合、本通信機器を内蔵した決済端末装置を加盟店に納入する。
- 加盟店は、本通信サービスに必要となる通信回線（以下、「**本通信回線**」という）を、自ら用意しない場合、決済端末装置を注文する際に同時に注文する。コンラックスは、当該注文により第三者電気通信事業者との間で通信回線契約を締結し、加盟店に提供する。
- 加盟店は、本通信機器が納入された後直ちに受け入れ検査を行い、本通信機器または本通信回線に何らかの不適合を発見した場合は、納入後7日以内にコンラックスに対して、不適合の概要を書面により通知する。
- 加盟店は、自らが用意した本通信機器の不適合についてコンラックスは一切の責任を負わないことに同意する。
- 加盟店は、本通信サービスが事前の告知および加盟店の同意なく、通信障害をおこし、使用不可となり、または中断することがありうることに、あらかじめ同意する。加盟店は、前記の本通信サービスの通信障害等に関連して、コンラックスは何らの責任も負わないことに同意する。
- 加盟店は、コンラックスの事前の書面による同意なしに、本通信サービスを第三者に譲渡し、第三者のための担保に供し、または第三者に使用させてはならない。
- 加盟店は、e-MOSS Plus加盟店契約が終了した場合、本通信サービスが直ちに終了することに同意する。

第9条（本キャッシュレス決済システムの選択と加盟店の義務）

- 加盟店が利用することができるキャッシュレス決済（以下、「**本キャッシュレス決済**」という）は、加盟店から提出されたe-MOSS Plus加盟店申込書に基づき、コンラックスおよびキャッシュレス決済事業者による加盟店審査を経て、確定する。
- 前項の加盟店審査の結果、特定のキャッシュレス決済事業者が運営する決済サービスを導入できない場合においても、加盟店は、異議を申し立てない。
- 加盟店は、コンラックスとキャッシュレス決済事業者との間の代理加盟店契約が終了する場合（理由の如何を問わない）、当該キャッシュレス決済事業者が管理、運営する本キャッシュレス決済の取扱いを直ちに中止する。この場合、当該本キャッシュレス決済の限りでe-MOSS Plus加盟店契約は終了するものとし、コンラックスおよび加盟店は、第27条の規定に準じて当該本キャッシュレス決済にかかる精算その他の当該本キャッシュレス決済の取扱い中止に関する手続きを行う。コンラックスは、かかる中止に関して、損害賠償等の一切の責任を負わない。
- 加盟店は、本キャッシュレス決済に関するコンラックスにより別途指定される標識を、キャッシュレス決済利用者が認識しやすい場所へ掲示する。加盟店は、本キャッシュレス決済にかかる標識を、コンラックスにより指定される目的以外に使用してはならない。加盟店は、本キャッシュレス決済にかかる標識と誤認もしくは混同する、またはそのおそれのある表示を行ってはならない。
- 加盟店は、本キャッシュレス決済にかかるコンラックスが依頼する販促施策の告知その他の広告活動について、協力する。

第10条（キャッシュレス決済）

- 加盟店は、コンラックスの承認を受けた本取扱店舗においてのみ、e-MOSS Plus加盟店契約に基づくキャッシュレス決済を行うことができ、原則店頭販売（自動販売機による販売を含む）に限りe-MOSS Plus加盟店契約に基づくキャッシュレス決済を利用できる。加盟店は、通信販売、カタログ販売、コンピュータ通信による販売その他の店頭販売以外の態様による取引について、別途合意がない限り、e-MOSS Plus加盟店契約に基づくキャッシュレス決済を行ってはならない。
- 加盟店は、キャッシュレス決済利用者が、決済端末装置等に携帯電話（携帯端末およびスマートフォンを含む）、またはコンラックスが指定するキャッシュレス決済事業者の提供するICカードその他のキャッシュレス決済における価値情報を記録する媒体（以下、「**本カード等**」という）を提示し、キャッシュレス決済を求めた場合、決済端末装置等にキャッシュレス決済利用者が購入または提供を受けることを希望した本商品等の金額を入力し、表示された本商品等の金額をキャッシュレス利用者に確認させた後、キャッシュレス決済利用者に本カード等を決済端末

装置等の定められた部分に触れるまたはかざすよう案内し、e-MOSS Plus加盟店契約その他コンラックスが定める手続に従い、キャッシュレス決済を行う。

3. 加盟店は、複数回に分けたキャッシュレス決済をしてはならない。加盟店は、キャッシュレス決済に際し不足額が生じる場合には、キャッシュレス決済事業者が特に認めた場合を除き、キャッシュレス決済利用者をして、現金で決済させるものとし、複数の本キャッシュレス決済を組み合わせることで決済させることができない。
4. 加盟店は、前項により決済された本商品等を、決済日当日に引渡し、または提供するものとする。ただし、決済日当日に引渡し、または提供することができない場合、加盟店は、キャッシュレス決済利用者に対して、引渡しまたは提供時期を書面により通知するものとする。
5. 加盟店は、キャッシュレス決済により、以下のものを取引してはならない。
 - (1) ギフト券、商品券、印紙、金券、切手、郵便はがき、金地金、チケット類、プリペイドカードまたは有価証券
 - (2) 乗車券
 - (3) 銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約等、適用ある法令に違反するもの
 - (4) 第三者の知的財産権を侵害するもの
 - (5) 継続的役務の提供
6. コンラックスは、加盟店に通知することにより、キャッシュレス決済により販売または提供することのできない商品、権利または役務を新たに指定することができ、加盟店はこれに従う。
7. 加盟店は、キャッシュレス決済利用者から希望されたキャッシュレス決済を、正当な理由なく拒絶してはならない。また、加盟店は、同一の商品、権利または役務について、現金払いのようなキャッシュレス決済によらない場合と異なる金額を、キャッシュレス決済利用者に対して請求する等、キャッシュレス決済利用者に対して不利益な価格設定その他の差別的な取扱いを行ってはならない。
8. 加盟店は、以下のいずれかの場合、キャッシュレス決済を行わないことに同意する。
 - (1) コンラックスが、特定のキャッシュレス決済利用者による本キャッシュレス決済システムの利用を禁止する、またはかかる利用を一時停止する旨の情報（いわゆる「無効データ」）を、加盟店に対して、本システムを通じて配信した場合
 - (2) キャッシュレス決済利用者による本キャッシュレス決済システムの利用について、各キャッシュレス決済事業者による利用許可（以下、「オーソリゼーション」という）が必要な場合で、当該オーソリゼーションがなされなかった場合
 - (3) キャッシュレス決済利用者より、明らかに偽造、変造、模造と判断できる本カード等の提示をうけ、または汚損もしくは破損した本カード等の提示を受けた場合
 - (4) キャッシュレス決済に係る取引が法律上禁止された商品、権利または役務の販売または提供、公序良俗違反の取引その他不適当な取引である場合
 - (5) 本カード等の券面の会員番号と売上票の会員番号が明らかに相違する場合
 - (6) 本カード等の提示者と本カード等の名義人が異なると疑われる場合
 - (7) キャッシュレス決済利用者が明らかに不審であるなど、本カード等の不正使用の疑いが認められるとき
 - (8) その他、コンラックスまたはキャッシュレス決済事業者が別途指定する場合
9. 加盟店は、前項に従いキャッシュレス決済を行わなかった場合、その旨をコンラックスに対して通知するものとする。この場合、コンラックスは、キャッシュレス決済利用者の情報その他コンラックスにおいて必要と認める情報を、加盟店に対して請求することができ、加盟店は、当該情報を直ちに開示する。
10. コンラックスは、加盟店に対する通知により、その同意を得ることなく、ポストペイ型キャッシュレス決済を利用した決済について、1回のキャッシュレス決済における限度額の上限を変更することができる。
11. コンラックスおよびキャッシュレス決済事業者は、以下のいずれかの場合、加盟店に通知することにより、加盟店によるキャッシュレス決済を中止させることができる。この場合、加盟店は、当該本キャッシュレス決済にかかる決済を行ってはならず、また、当該キャッシュレス決済の中止に関して、損害賠償請求、異議申し立てその他一切の請求を行うことができない。
 - (1) 本システムまたは本システムを稼動するための機器等（決済端末装置等、本通信サービス、本通信機器を含むが、これらに限られない）が使用できない場合
 - (2) キャッシュレス決済事業者が、本キャッシュレス決済の取扱いは困難であると認めた場合、または本キャッシュレス決済の取扱いの中止もしくは一時停止が必要と判断した場合
12. キャッシュレス決済をした本商品等の所有権は、各キャッシュレス決済事業者またはコンラックスが指定する時点で、コンラックス、キャッシュレス決済事業者またはキャッシュレス決済利用者に対して、移転する。
13. 加盟店は、本商品等の返品の場合、当該本商品等の対価相当額を当該キャッシュレス決済利用者に対して、現金により精算しなければならない。

第 11 条（キャッシュレス決済の精算）

1. 加盟店は、本キャッシュレス決済によってキャッシュレス決済利用者に対して取得した売上債権（本キャッシュレス決済がポストペイ型の場合）または本キャッシュレス決済の価値（本キャッシュレス決済がプリペイド型の場合）（以下、これら売上債権および本キャッシュレス決済の価値を包括的に「**売上債権等**」という）が、コンラッ

クスまたはキャッシュレス決済事業者に対して、譲渡され、または立替払いその他の方法によって以下のとおり精算されることを承諾し、かかる精算について必要な権限をコンラックスに付与する。

- (1) 売上債権等が加盟店からキャッシュレス決済事業者に対して直接譲渡される場合、または、キャッシュレス決済事業者が加盟店に対して売上債権等相当額を立替払いする場合、加盟店は、売上債権等にかかる代金または立替払金を受領する権限をコンラックスに付与するものとし、コンラックスは、加盟店からのかかる権限付与に基づき、加盟店に代わってキャッシュレス決済事業者からの支払金を代理受領した後、加盟店に対して次項に定める精算金を支払う。
 - (2) 売上債権等が加盟店からコンラックスに対して譲渡された後、コンラックスからキャッシュレス決済事業者に対して再譲渡される場合、または、コンラックスが加盟店に対して売上債権等相当額を立替払いする場合、コンラックスは、加盟店に対して次項に定める精算金を支払う。
 - (3) その他キャッシュレス決済事業者が定める方法により、コンラックスは、次項に定める清算金を加盟店に支払う。
2. 売上債権等に係る代金または立替払金等の精算のためにコンラックスが加盟店に支払うべき金額（以下、かかる精算のための支払金を「**精算金**」という）は、売上債権等の額から、別途e-MOSS Plus加盟店申込書にてキャッシュレス決済事業者ごとに定める手数料を含む諸費用および消費税（第7条に定める対価を含む。以下、これらを総称して「**諸費用等**」という）を控除した額とする。なお、諸費用等の額が売上債権等の額を上回る場合、コンラックスは当月での控除を行わず、翌月以降の売上債権等の支払いから控除した額を支払う。または、コンラックスは、加盟店に対して、諸費用等にかかる請求書を別途発行するものとし、加盟店は、請求書発行月の翌月末日までに当該請求書記載の金額を、コンラックスが指定する口座へ振り込むものとする。当該振込みにかかる手数料は、加盟店の負担とする。なお、「精算金」の算出方法、支払方法の詳細について、e-MOSS Plus加盟店申込書に別途の規定がある場合、当該e-MOSS Plus加盟店申込書記載の方法が優先する。
3. 本商品等が返品された場合、または第16条に規定する場合であっても、前項の諸費用等は、返還されない。
4. 諸費用等の算出において1円未満の端数が発生した場合、当該端数は切り捨てとする。
5. 加盟店は、諸費用等の金額が、コンラックスにより随時変更され得ることにあらかじめ同意するものとする。諸費用等の金額を変更する場合、コンラックスは加盟店に対し事前に通知を行うものとする。

第 12 条（売上データの取扱い）

1. コンラックスは、原則毎月末日締めで、売上データを取りまとめ、前条に従い精算すべき売上債権等の額を確定する。
2. コンラックスは、前項に従い確定した売上債権等の額に基づき、前条に従い、キャッシュレス決済事業者ごとの加盟店の精算金額を算出し、当該精算金額を記載した入金予定表を、e-MOSS Plus 加盟店申込書に定めた期日までに加盟店に対して提示する。
3. コンラックスは、加盟店がe-MOSS Plus 加盟店申込書で指定した対象月の翌月20日または末日までに、前項の入金予定表に記載した精算金を、加盟店が予めコンラックスに届け出た預金口座に振り込むものとする。ただし、振込み日が金融機関の休業日の場合には、精算金の支払期限は翌営業日とする。精算金の振込み手数料は、コンラックスの負担とする。
4. 精算金の振込先口座は、e-MOSS Plus 加盟店申込書により加盟店が届け出た振込先口座に限る。
5. 加盟店は、入金予定表記載の精算金の額に異議がある場合、入金日より10日以内にコンラックスに対して、届け出ることができる。入金日から11日以上経過した場合、加盟店は、当該入金にかかる精算金の額について異議申し立てその他一切の請求を行うことができない。
6. コンラックスまたはキャッシュレス決済事業者がキャッシュレス決済に関する売上データの正当性に疑義があると認めた場合、加盟店は、その正当性に関する情報、およびコンラックスまたは関連するキャッシュレス決済事業者が求める情報を、コンラックスおよび関連するキャッシュレス決済事業者に対して、提出する。この場合、コンラックスは、当該売上データの正当性に関する調査が完了するまで、当該売上データにかかる精算金の加盟店に対する支払いを留保できる。また、既にかかる精算金が加盟店に対して支払われている場合、コンラックスは、当該精算金の返金を要求することができ、加盟店は当該要求に従いこれを返金する義務を負う。なお、支払を留保された精算金、および返金された精算金相当額について、遅延損害金は一切発生しない（後に売上データが正当であると認められた場合を含む）。
7. コンラックスは、キャッシュレス決済利用者より支払い停止が主張されたことを知った場合、その旨を加盟店に対して通知し、加盟店は、直ちに当該主張の原因となっている事由の解消に努める。コンラックスは、当該事由が解消されるまで、当該事由に係る売上債権等に関する精算金の加盟店への支払いを留保できる。また、かかる精算金が加盟店に対して既に支払われている場合、コンラックスは、当該精算金の返金を要求することができ、加盟店は当該要求に従いこれを返金する義務を負う。なお、留保した精算金、および返金された精算金相当額について、遅延損害金は一切発生しない。
8. コンラックスは、コンラックスが加盟店に対して有する一切の債権と、e-MOSS Plus加盟店契約に基づき加盟店がコンラックスに対して有する一切の債権を、弁済期が到来しているか否かを問わず、いつでも対当額で相殺できることに加盟店は同意する。

9. 加盟店の故意または過失により、決済端末装置等が故障し、それにより端末内の売上データが消失した場合、コンラックスおよびキャッシュレス決済事業者は、それによる損害につき一切の責任を負わない。

第13条（売上管理 WEB サービスの提供）

1. コンラックスは、希望する加盟店に対して、次のデータをインターネットを通じて提供し、これらのデータを閲覧したりダウンロードしたりする（当該加盟店にかかるデータに限る）ことができるサービス（以下、「**本売上管理 WEB サービス**」という）を提供する。なお、本売上管理 WEB サービスにアクセスするための通信費は、加盟店の負担とする。
 - (1) 加盟店からコンラックスに対して送信される売上データ
 - (2) 第11条第2項に基づきコンラックスが加盟店に対して支払うべき精算金の明細、またはコンラックスが加盟店より支払いを受けるべき同項の請求書の明細
2. 本売上管理 WEB サービスの利用を希望する加盟店は、コンラックス所定の方法により、必要な情報をコンラックスに提示し、申し込むものとする。
3. コンラックスは、本売上管理 WEB サービスのためのシステム（以下、「**本売上管理 WEB システム**」という）の稼働状態を良好に保ったり、本売上管理 WEB サービスの利便性を向上させたりするために、または本売上管理 WEB システムの保守点検もしくは改修作業、天災・災害・通信回線の不全、混雑もしくは休止、もしくは本売上管理 WEB システムの故障、その他やむを得ない事由により、本売上管理 WEB サービスを全面的にまたは部分的に終了、中止、または停止することができるものとする。その結果加盟店に不利益や損害が生じて、コンラックスは、かかる終了、中止または停止に関し、一切の責任を負わない。
4. コンラックスは、本売上管理 WEB サービスの内容を予告なく変更できるものとする。その結果、加盟店に不利益が生じて、コンラックスは一切の責任を負わない。
5. 加盟店は、本売上管理 WEB システムを、自己の売上額やコンラックスとの決済額を確認する以外の目的に使用してはならず、また、第三者をして、使用させてはならない。ただし、コンラックスが認める場合においては、この限りではない。また、本売上管理 WEB システムについて、破壊、分解、分析、解析、複製、改変、改竄、不正アクセスその他 e-MOSS Plus 加盟店契約において認められている操作以外の操作を行い、また、第三者をしてそれらを行わせてはならない。

第14条（キャッシュレス決済の円滑な実施）

1. 加盟店は、資金決済に関する法律、割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法その他の関連法令を遵守する。コンラックスおよびキャッシュレス決済事業者は、必要と認めたときはいつでも、加盟店による関連法令の遵守状況を調査でき、加盟店は、かかる調査に対して協力するものとする。
2. 加盟店は、キャッシュレス決済を行った際に出力される売上票を最低7年間保管する。ただし、キャッシュレス決済を行った際に売上票が出力されない場合はこの限りではない。
3. 加盟店は、本カード等の紛失、盗難、偽造または変動等に関し、コンラックスおよびキャッシュレス決済事業者から要請があった場合には、その調査に協力する。
4. 加盟店は、コンラックスまたはキャッシュレス決済事業者から、本システムまたは本キャッシュレス決済システムの不正使用防止等を目的に各システムの使用状況等について調査協力を求められた場合、これに協力する。
5. 加盟店は、キャッシュレス決済利用者から苦情、相談などを受けた場合、キャッシュレス決済利用者との間で紛議が生じた場合、または、監督官庁から指摘、指導などを受けた場合、ただちにその旨をコンラックスに対して連絡し、その責任と費用において、遅滞なくこれらに対応し、解決するものとする。また、コンラックスまたはキャッシュレス決済事業者が求める場合には、加盟店は、当該紛議にかかる取引の態様（決済の内容、勧誘行為がある場合のその内容など）、紛議の発生要因等について、コンラックスまたはキャッシュレス決済事業者に対して報告する。
6. 加盟店が、前項の紛議等の解決にあたり、やむなく関連するキャッシュレス決済に係る代金をキャッシュレス決済利用者に対して直接返還する場合、コンラックスおよび当該キャッシュレス事業者にその旨通知の上、その承認を得なければならない。また、キャッシュレス決済利用者への事前説明およびキャッシュレス決済利用者からの事後の問合せ等については、コンラックスおよび各キャッシュレス決済事業者からの別途指示があった場合を除き、すべて加盟店の責任において対応する。
7. コンラックスは、加盟店の行うキャッシュレス決済における加盟店の本商品等または販売・提供方法等がe-MOSS Plus加盟店契約に基づくキャッシュレス決済として不適当と判断した場合、加盟店に対して、当該本商品等および販売・提供方法等の変更、改善等のために必要な措置を請求できる。加盟店は、コンラックスから前記の請求があった場合、請求された措置を直ちに採用すると共に、その結果をコンラックスに報告する。コンラックスおよびキャッシュレス決済事業者は、前記の措置が加盟店により採用されるまでの間、加盟店に対する精算金の支払いを留保することができる。この場合、留保した精算金について、遅延損害金は一切発生しない。
8. 加盟店は、コンラックスまたはキャッシュレス決済事業者からの指示がある場合を除き、キャッシュレス決済を利用して換金してはならない。

第 15 条（情報の帰属）

加盟店は、キャッシュレス決済の際に決済端末装置等に本カード等をかざすことにより入手した利用者の情報（会員番号および本カード等に一意に割り当てられるキャッシュレス決済事業者所定の数字を含む）が、キャッシュレス決済事業者に帰属することを確認する。また、加盟店は、加盟店の本システム利用履歴、本システムにより取得した加盟店の店舗情報および所在地、その他の本システムを通じてコンラックスおよびキャッシュレス決済事業者が取得した加盟店に関する情報が、キャッシュレス決済事業者およびコンラックスに帰属すること、ならびにキャッシュレス決済事業者およびコンラックスがこれらの情報を利用すること（本キャッシュレス決済の利用促進のために印刷物、電子媒体などに加盟店の名称、所在地などを掲載することを含む）に同意する。

第 16 条（買い戻しおよび返金等）

1. 加盟店が以下のいずれかに該当する場合、コンラックスおよびキャッシュレス決済事業者は、加盟店に対する精算金の支払い義務を負わない。また、既に精算金を支払っていた場合、コンラックスおよびキャッシュレス決済事業者は、関係する売上債権等の譲渡または立替払いその他キャッシュレス決済に関する精算に係る行為を取り消すことができる。加盟店は、かかる取消の通知があった場合には遅滞なく、既に受領している精算金相当額を、コンラックスまたはキャッシュレス決済事業者に対して返還するものとする。
 - (1) キャッシュレス決済事業者に譲渡した売上債権等にかかる売上データもしくは売上票に不実不備があるなど、売上債権等にかかる情報が正当なものではない、または正当ではない疑いがある場合
 - (2) 加盟店が第10条に定める手続きによらずキャッシュレス決済を行った場合
 - (3) キャッシュレス決済利用者と紛議が生じ、またはキャッシュレス決済利用者が支払い停止を主張する場合で、キャッシュレス決済日から60日以内に、当該紛議が解決されない場合
 - (4) キャッシュレス事業者が、関係する売上債権等の譲渡または立替払いその他キャッシュレス決済に関する精算にかかる行為を取り消した場合
 - (5) その他キャッシュレス決済がe-MOSS Plus加盟店契約に違反したことが判明した場合
 - (6) 本商品等を複数回にわたり引渡しもしくは提供する場合であって、加盟店による本商品等の引渡しまたは提供が困難になった場合で、かつ、キャッシュレス決済利用者によって当該本商品等の代金の支払いが拒否もしくは滞り、またはその代金の返還が求められた場合
 - (7) 本規約の規定に従いキャッシュレス決済日当日に本商品等の引渡しまたは提供を行わない場合であって、後に本商品等の引渡しまたは提供が困難になった場合で、かつ、キャッシュレス決済利用者によって当該本商品等の代金の支払いが拒否もしくは滞り、またはその代金の返還が求められた場合
2. 前項第6号または第7号に該当する場合、加盟店は、その旨を直ちにキャッシュレス決済利用者およびコンラックスに連絡する。
3. 加盟店は、第1項の規定に基づきコンラックスおよびキャッシュレス決済事業者が、関係する売上債権等の譲渡または立替払いその他キャッシュレス決済に関する精算にかかる行為を取り消した場合、コンラックスおよびキャッシュレス決済事業者における取消手続きに協力するものとし、当該取消手続きに関連してコンラックスおよびキャッシュレス決済事業者から特定の指示を受けた場合には、当該指示に従う。
4. 加盟店は、第1項に基づき加盟店が返還すべき精算金を、コンラックスまたはキャッシュレス決済事業者の指定する銀行口座に、振込送金の方法により支払うものとする。この場合の金融機関への振込手数料は、加盟店の負担とする。

第 17 条（本取扱店舗の変更等）

1. 加盟店は、本取扱店舗の追加、取消その他の本取扱店舗に関する変更を行う場合、予めその旨をコンラックス所定の方法によりコンラックスに届け出た上で、コンラックスの承認を得なければならない。この場合、コンラックスは、本取扱店舗の変更の可否を判断するために必要な情報を加盟店に対して請求することができ、加盟店は、当該情報をコンラックスに対して直ちに開示する。
2. コンラックスは、前項の変更の届出がなされた場合であっても、その裁量によってかかる変更を拒否することができる。この場合、コンラックスは、加盟店に対して、損害賠償責任等いかなる責任も負わず、かつ、加盟店は、コンラックスに対して、拒否理由の開示その他の一切の請求を行わない。

第 18 条（届出事項の変更等）

1. 加盟店は、前条に基づく本取扱店舗に関する変更を除く、コンラックスに届け出ている事項（商号、代表者、所在地、担当者、連絡先等担当者に関する情報、決済端末装置等の設置場所、指定預金口座等入金に関する情報、およびe-MOSS Plus加盟店申込書に記載した事項を含む）、ならびに合併等加盟店に関する重要な事項に変更がある場合、コンラックス所定の方法により遅滞なくコンラックスに届け出るものとする。
2. 前項に基づく届出がなされなかったために、コンラックスからの通知または送付書類や金銭支払いが遅滞しまたは到着しなかった場合、その他コンラックスによる事務手続に支障があった場合は、通常到着すべきときに加盟店に

到着し、または、当該事務手続がとられたものとみなし、コンラックスは、加盟店に対して、かかる遅滞、不到着その他の支障について、損害賠償責任その他の一切の責任を負わない。

第 19 条（営業秘密等の守秘義務）

1. 加盟店は、e-MOSS Plus加盟店契約に関連して知り得たコンラックスおよびキャッシュレス決済事業者の技術上または営業上その他の秘密（以下「**営業秘密等**」という）を、当該営業秘密等の保有者の書面による事前の同意を得ることなく、第三者に提供・開示・漏洩してはならず、本規約に定める目的以外の目的に利用してはならない。
2. 加盟店は、営業秘密等を滅失・毀損・漏洩等することがないよう必要な措置を講じ、当該情報の滅失・毀損・漏洩等に関し責任を負う。
3. 加盟店は、営業秘密等を、その責任において万全に保管し、e-MOSS Plus加盟店契約が終了した場合は、コンラックスの指示に従い返却または廃棄する。加盟店が営業秘密等の破棄を行う場合、コンラックスは加盟店に対し、破棄証明書の提出を求めることができる。
4. 本条の定めはe-MOSS Plus加盟店契約が終了した後も効力を有するものとする。

第 20 条（個人情報の守秘義務）

1. 加盟店は、e-MOSS Plus加盟店契約に関して知り得たキャッシュレス決済利用者の個人に関する一切の情報（以下、「**個人情報**」という）を、秘密として保持するものとし、キャッシュレス決済事業者およびコンラックスの書面による事前の同意を得ることなく、第三者に提供・開示・漏洩してはならず、本規約に定める目的以外の目的に利用してはならない。
2. 前項の個人情報には、次に定めるキャッシュレス決済利用者の個人に関する情報が含まれるが、これに限らない。
 - (1) 加盟店とコンラックスが、ペーパー等を媒体にオフラインで交換するキャッシュレス決済利用者個人に関する情報
 - (2) キャッシュレス決済事業者またはコンラックスを経由せず、加盟店が受け取ったキャッシュレス決済利用者個人に関する情報
 - (3) 決済端末装置等を利用することで加盟店およびコンラックスのホストコンピュータに登録されるキャッシュレス決済利用者個人に関する情報（取引情報、残高情報等を含む）
 - (4) 売上票や決済端末装置等およびそれらに記載または記録されている個人に関する情報
 - (5) キャッシュレス決済利用者の会員番号および関連したクレジット番号
3. 加盟店は、個人情報の保護に関する法に定められた以下のいずれかに該当する場合、その事前の同意なしに、加盟店の情報が第三者に提供されうることにより同意する。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
4. 加盟店は、キャッシュレス決済利用者に公表または通知済の目的以外の目的に個人情報を使用し、または、キャッシュレス決済利用者の同意なく第三者に提供・開示・漏洩した場合、コンラックスおよびキャッシュレス決済事業者に対して直ちに報告し、コンラックスおよびキャッシュレス決済事業者の指示に従う。
5. 加盟店は、個人情報を、その責任において万全に保管し、e-MOSS Plus加盟店契約が終了した場合は、コンラックスの指示に従い返却または破棄する。加盟店が個人情報の破棄を行う場合、コンラックスは加盟店に対し、破棄証明書の提出を求めることができる。
6. 本条の定めは、e-MOSS Plus加盟店契約が終了した後も効力を有するものとする。

第 21 条（個人情報安全管理措置）

加盟店は、個人情報の管理責任者（以下、「**個人情報管理責任者**」という）を設置するものとし、個人情報管理責任者は、加盟店における個人情報の目的外利用・漏洩等が発生しないよう適切な措置を講ずる。

第 22 条（加盟店情報交換センターへの登録・共同利用の同意）

1. 加盟店は、e-MOSS Plus 加盟店契約に基づき生じた加盟店に関する情報が、キャッシュレス決済事業者の加盟する加盟店情報交換センター（以下、「**本情報交換センター**」という）に登録されること、ならびにコンラックスおよびキャッシュレス決済事業者ならびにその提携会社（別途コンラックスまたはキャッシュレス決済事業者により指定される）により利用されることに同意するものとする。なお、キャッシュレス決済事業者が現時点で加盟する本情報交換センターは別紙 1 の通りであり、その後、変更追加された場合には、当該変更追加内容を加盟店に通知するか、またはコンラックスおよびキャッシュレス決済事業者が適当と認める方法で公表することにより、e-MOSS Plus

加盟店契約上有効に変更追加される。なお、別紙 1 に掲げた内容は公表されているものを転記したものであるため、本規約における用語の定義の適用はない。

2. 加盟店は、コンラックスおよびキャッシュレス決済事業者が、本情報交換センターに登録されている加盟店に関する情報を、加盟店の加盟審査および加盟店の管理のために利用することに同意する。
3. 加盟店は、本情報交換センターに登録されている加盟店に関する情報が、別紙 1 で定める範囲（共同利用の目的、共同利用される情報の範囲、共同利用の範囲等）内で、当該本情報交換センターの参加会員によって、共同利用されることに同意する。

第 23 条（第三者からの申立）

1. キャッシュレス決済利用者を含む第三者から、加盟店、キャッシュレス決済事業者またはコンラックスのいずれかに対して、個人情報滅失・毀損・漏洩等に関する損害賠償請求等の申立（訴訟上、訴訟外を問わない）がなされた場合、加盟店は、当該申立の調査解決等について、コンラックスおよびキャッシュレス決済事業者に全面的に協力する。
2. 加盟店は、前項の申立の解決にかかる一切の費用を、その責任に応じて、都度キャッシュレス決済事業者またはコンラックスと協議の上、負担する。
3. 本条の定めは、e-MOSS Plus加盟店契約が終了した後も効力を有する。
4. 本条の定めは、第三者から、加盟店、キャッシュレス決済事業者またはコンラックスのいずれかに対して、営業秘密等の滅失・毀損・漏洩等に関する損害賠償等の申立がなされた場合に準用される。

第 24 条（損害賠償）

1. 加盟店は、決済端末装置等、本システム、本通信サービス、本通信機器、本キャッシュレス決済システム、本売上管理WEBシステムが適切に稼働しないために加盟店に生じた損害（販売機会の損失その他の逸失利益を含むが、これに限らない）について、コンラックスが一切の責任を負わないことに同意する。
2. 加盟店は、e-MOSS Plus加盟店契約の違反に起因してコンラックスまたはキャッシュレス決済事業者が生じた一切の損害を、賠償しなければならない。

第 25 条（e-MOSS Plus 加盟店契約解除）

1. コンラックスは、本サービスを加盟店に提供するための本システムあるいは本通信サービス提供会社の事由により本サービスが提供できなくなるときは、加盟店に対して書面により通知することにより、e-MOSS Plus加盟店契約をいつでも終了することができる。
2. コンラックスおよび加盟店は、終了予定日の4ヶ月前までに相手方に対して書面により通知することにより、e-MOSS Plus加盟店契約を終了することができる。
3. 加盟店が次の各号のいずれかに該当する場合（加盟店がe-MOSS Plus加盟店契約に関する業務処理を第三者に委託している場合は、当該委託先第三者が第2号および第10号から第16号までのいずれかに該当した場合を含む）、コンラックスは、加盟店に対する通知により、e-MOSS Plus加盟店契約を直ちに解除することができる。
 - (1) e-MOSS Plus加盟店申込書記載の事項またはe-MOSS Plus加盟店契約に定める届出（変更届出を含む）記載の事項に虚偽があることが判明した場合
 - (2) その役員または従業員等の故意または過失により、コンラックスまたはキャッシュレス決済事業者に損害を与えた場合
 - (3) 本規約の定めに関し、加盟店の地位を第三者に譲渡する行為を行った場合
 - (4) 本規約の定めに関し、キャッシュレス決済を行った場合
 - (5) 第14条第3項および第4項に定めるコンラックスおよびキャッシュレス決済事業者の調査に協力しない場合
 - (6) 第16条の規定に違反して買い戻しまたは返金に応じない場合
 - (7) 本規約の定めに関し、営業秘密、個人情報、キャッシュレス決済利用者の会員番号およびクレジット番号等の情報を、本規約に定める業務目的以外の目的に利用した場合
 - (8) 第三者の売上債権等を買収し、または第三者のために当該売上債権等をコンラックスまたはキャッシュレス決済事業者に譲渡しようとした場合
 - (9) 資金決済に関する法律、割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法等、e-MOSS Plus加盟店契約に適用のある法令に違反していることが判明した場合
 - (10) 決済手段もしくは決済関連サービスを提供する第三者（キャッシュレス決済事業者およびクレジットカード会社を含むがこれに限らない）と締結している契約に違反していること、または信用販売制度を悪用していることが判明した場合
 - (11) その営業または業態が公序良俗に反するとコンラックスが判断した場合
 - (12) いわゆる反社会的勢力もしくは反社会的活動を行う団体に所属し、またはこれらと密接な関係を有するおそれがあると、コンラックスが判断した場合
 - (13) 監督官庁から営業の取消または停止処分を受けた場合
 - (14) 自ら振出しもしくは引受けた手形または小切手につき不渡処分を受ける等支払停止状態に至った場合

- (15) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分を受け、または民事再生手続の開始、会社更生手続の開始、破産手続の開始、もしくは競売を申立てられ、または自ら民事再生手続の開始、会社更生手続の開始もしくは破産手続の開始の申立をした場合、その他財産状態が悪化もしくはそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合
- (16) 解散決議または解散命令があった場合
- (17) 加盟店が届け出た決済端末装置等の設置場所に店舗等が実在しない場合
- (18) その他のe-MOSS Plus加盟店契約の定めに違反した場合、またはキャッシュレス決済利用者からの苦情等によりコンラックスが加盟店として不適当と認めた場合
- (19) 前項による解除は、キャッシュレス決済事業者またはコンラックスによる加盟店に対する損害賠償請求を妨げない。
- (20) 第3項各号記載の事由が生じた場合、加盟店による売上債権等の支払請求は、消滅する。

第 26 条（反社会的勢力の排除）

- 1. 加盟店およびコンラックスは、相手方に対し、本規約締結時において、自己（その代表者、役員または実質的に経営を支配する者を含む）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力（以下、「**反社会的勢力**」という）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2. 加盟店またはコンラックスは、相手方が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。
- 3. 加盟店またはコンラックスは、相手方が反社会的勢力に該当すると判断した場合、催告をすることなく、**e-MOSS Plus**加盟店契約を解除することができる。
- 4. 加盟店またはコンラックスは、前項の規定により**e-MOSS Plus**加盟店契約を解除した場合、これによる相手方の損害を賠償する責任を負わない。
- 5. 加盟店またはコンラックスは、第3項の規定により**e-MOSS Plus**加盟店契約を解除した場合、相手方またはキャッシュレス決済事業者による損害賠償請求を妨げない。
- 6. 加盟店またはコンラックスは、第3項の規定により**e-MOSS Plus**加盟店契約を解除した場合、相手方の売上債権等の支払請求は、消滅する。

第 27 条（契約終了後の義務）

- 1. 加盟店は、**e-MOSS Plus**加盟店契約終了後10日以内に、**e-MOSS Plus**加盟店契約終了までのすべての売上データを、指定処理センターへ送信する。なお、加盟店は、コンラックスが、**e-MOSS Plus**加盟店契約終了後11日以上経過した後に受領した売上データについて、一切の責任を負わないことに同意する。
- 2. 加盟店は、**e-MOSS Plus**加盟店契約が終了した場合においても、当該契約終了日までに行われたキャッシュレス決済については、**e-MOSS Plus**加盟店契約に従い取扱う。
- 3. 加盟店は、**e-MOSS Plus**加盟店契約が終了した場合、本キャッシュレス決済に関する標識、ならびにコンラックスおよびキャッシュレス決済事業者が交付した書類、印刷物等を、コンラックスの指示に従い、コンラックスに対して直ちに返却または破棄する。加盟店が破棄を行う場合、コンラックスは加盟店に対し、破棄証明書の提出を求めることができる。

第 28 条（業務の委託）

- 1. 加盟店は、**e-MOSS Plus**加盟店契約に関する業務処理の全部または一部を第三者に委託する場合、事前にコンラックスが別途指定する当該委託先第三者に関する情報を提出し、コンラックスの書面による事前の承認を得なければならない。
- 2. 加盟店は、前項の規定に従い**e-MOSS Plus**加盟店契約に関する業務処理の全部または一部を第三者に委託する場合、当該委託先第三者をして、**e-MOSS Plus**加盟店契約およびコンラックスから別途の指示がある場合は当該指示を遵守させ、また、本規約に定める秘密保持義務と同等の義務を課す秘密保持義務契約を、当該加盟店との間で締結させるものとする。また、この場合、加盟店は、コンラックスに対して、当該委託先第三者の行為（本項に定める秘密保持義務の違反を含む）について一切の責任を負うものとし、これによりコンラックスまたはキャッシュレス決済事業者には何らかの損害が生じた場合にはこれを賠償しなければならない。
- 3. 前項の定めは、**e-MOSS Plus**加盟店契約が終了した後も有効とする。

第 29 条（加盟店による代表加盟店の禁止）

加盟店は、コンラックスの事前の書面による承諾なしに、自らが代表加盟店となって、その配下に加盟店を設けてはならない。

第 30 条（本規約上の地位の譲渡）

1. コンラックスは、加盟店に対して事前に通知することにより、e-MOSS Plus加盟店契約上の地位またはe-MOSS Plus加盟店契約に基づき生じた債権を、第三者に対して譲渡し、第三者のために担保に供し、またはその他の処分をすることができる。
2. 加盟店は、e-MOSS Plus加盟店契約上の地位、キャッシュレス決済に基づく債権、その他の本加盟店契約に基づき発生した債権を、第三者に対して譲渡し、第三者のための担保に供し、またはその他の処分をすることはできない。

第 31 条（準拠法）

本規約を含むe-MOSS Plus加盟店契約の準拠法は、日本法とする。

第 32 条（合意管轄裁判所）

加盟店およびコンラックスは、e-MOSS Plus加盟店契約に関連する訴訟の専属的合意管轄裁判所を、東京地方裁判所とすることに合意する。加盟店は、e-MOSS Plus加盟店契約に関連して自らとキャッシュレス決済事業者との間で生じた訴訟の専属的合意管轄裁判所を、キャッシュレス決済事業者が別途指定する地方裁判所とすることに合意する。

第 33 条（遅延損害金）

加盟店は、コンラックスに対する債務の履行を遅延した場合、履行期日の翌日から履行日に至るまで、当該債務額に年利14.6%の割合（年365日の日割計算）を乗じた遅延損害金を、コンラックスに対して支払うものとする。

第 34 条（規約等の変更）

コンラックスは、加盟店の同意なく、本規約その他のe-MOSS Plus加盟店契約の内容（本キャッシュレス決済の種類の追加・削除を含む）を変更できるものとし、かかる変更をした場合、加盟店に対して当該変更内容を通知する。

第 35 条（協議事項）

両当事者は、本規約に定めのない事項については、別途協議する。

別紙 1

名称	日本クレジットカード協会 加盟店信用情報センター（J I M）	社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター
住所	〒105-0004 東京都港区新橋2-12-17 新橋I-Nビル 1階	〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町14-1 住友生命日本橋小網町ビル6階
電話	03-6738-6626	03-5643-0011
受付時間	月～金曜日（祝日・年末・年始は除きます） 午前10時～正午／午後1時～午後4時	月～金曜日 午前10時～午後5時（年末年始等を除きます） ※詳細はお問い合わせください。
共同利用の目的	割賦販売法第35条の20及び第35条の21に基づき、割賦販売等に係る取引の健全な発達及び利用者等の利益の保護に資するために行う会員会社による加盟店審査並びに加盟店契約締結後の加盟店調査及び取引継続に係る審査等のため	
共同利用される情報の範囲	- 当社に届け出た加盟店の代表者の氏名・生年月日・住所等の個人情報 - 加盟店名称、所在地、電話番号、業種、取引情報等の加盟店取引情報 - 会員が加盟店情報を利用した日付	- 包括信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に関わる苦情処理のために必要な調査の事実及び事由 - 個別信用購入あっせん取引における、当該販売店等との加盟店契約時の調査及び苦情処理のために必要な調査の事実及び事由 - 包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の利益の保護にかける行為をしたことを理由として包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事由 - 利用者等の保護に欠ける行為に該当し、当社・顧客に不当な損害を与える行為、その他取引に関する客観的事実に関する情報 - 顧客（契約済みのものに限らない）から当社及び会員会社に申し出のあった内容及び当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為及び当該行為と疑われる情報 - 行政機関、消費者団体、報道機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等）、及び当該内容について、当センター及び当社並びに当センターの 会員会社が調査収集した情報 - 当センターが興信所から提供を受けた倒産情報その他公開された事実の内容 - 前記各号に係る包括信用購入あっせん関係販売業者又は個別信用購入あっせん関係販売業者等の氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号並びに代表者の氏名及び生年月日）
共同利用の範囲	日本クレジットカード協会加盟各社のうち日本クレジットカード協会加盟店信用情報センターを利用している各社（参加会員は、下記のホームページに掲載しています。） http://www.jcca-office.gr.jp/	登録包括信用購入あっせん業者、登録個別信用購入あっせん業者、立替払取次業者のうち、社団法人日本クレジット協会会員でありかつ当センターの会員会社 （参加会員は社団法人日本クレジット協会のホームページに掲載しています。） http://www.j-credit.or.jp/
登録される期間	当センターに登録されてから5年を超えない期間 （但し会員が加盟店情報を利用した情報については6ヶ月を超えない期間）	登録した日から5年間
共同利用責任者	日本クレジットカード協会事務局長	社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター 〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町14-1 住友生命日本橋小網町ビル6階 03-5643-0011

以上

e-MOSS Plus 加盟店規約 ver1.5_202310